

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

医療は医療者と患者さまの信頼関係が成り立たないと、期待する効果が表れないことがあります。当院の職員は誠意をもって対応にあたりますが、信頼関係を損ねるような暴言・暴力が発生した場合、被害職員を守り、組織的対応をすることといたします。

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがありますので、予めご了承くださいと共、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすことや、尊厳や人格を傷つけるような行為
2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
7. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

なお、病院での行為に限らず、お電話での暴言、受け入れがたい要求を行うことや、業務に支障を来す長時間の迷惑電話についてもご遠慮下さい。やむを得ない場合にはこちらから電話を切らせて頂くこともご理解下さい。

深谷赤十字病院長